

平成27年度事業報告
(平成27年7月1日～平成28年6月30日)

I 概況

一般社団法人日本資金決済業協会（以下「協会」という。）は、資金決済に関する法律（以下「資金決済法」という。）第87条の規定に基づき内閣総理大臣の認定を受けた認定資金決済事業者協会であり、前払式支払手段の発行の業務又は資金移動業の適切な実施を確保し、並びにこれらの健全な発展及び利用者の利益の保護に資するという目的を達成するため、自主規制規則の制定・改正及び周知をはじめ、資金決済法等に関する照会・相談・指導、苦情及び紛争への対応、会員調査、資金決済法の法令等に関する普及・啓発、資金決済業に関する調査研究、資金決済法の法令及び事務ガイドライン等の改正に関する当局との折衝・意見書の提出等様々な事業活動を行っている。

平成27年度において、協会は、金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」（以下「決済WG」という。）での決済高度化に向けた包括的な改革のための戦略的なアクション・プランの策定及び法制面の手当等に係る検討・審議に参加したほか、サーバ型前払式支払手段を悪用する架空請求等詐欺被害の発生が継続していること等を踏まえ、金融庁や独立行政法人国民生活センター（以下「国民生活センター」という。）と連携し、詐欺被害防止のために消費者向けの広報・啓発に取り組んでいるところである。

また、資金決済法等に関する消費者向け啓発パンフレット及び事業者向けリーフレットを財務局、消費生活センター等に配布しているほか、各財務局と連携した資金決済法等に関する説明会を開催し、資金決済法等に関する普及・啓発活動を行うとともに、併せて協会事業活動等について説明することなどにより協会の更なる認知度向上に努めているところである。

前払式支払手段の発行額は、資金決済法施行以降、每期順調に増加しており、26年度発行額は23兆4,147億円と前年度比6.1%増となっている。

また、資金移動業への参入は28年6月末現在46社が登録され、資金移動業者の総取扱金額は、26年度4,216億円と前年度比27.5%増と引き続き高い成長を遂げている。

なお、28年6月末現在の会員は269社（第一種会員202社（前払式支払手段発行者171社 資金移動業者43社 うち兼業12社）、第二種会員67社）と期初から14社の増加となっている。

II 取引の適正化と利用者等保護への取組み

1. 登録申請・発行の届出及び基準日報告等に係る相談・指導等

会員の行政への報告・届出等に係る相談・指導等は、協会の事業活動の重要な位置づけとして定着しており、27年度において160件の変更届出書、基準日報告、供託等届出書及び発行保証金取戻承認申請書等に係る相談・指導を行った。また、会員、事業者及び消費生活センター等から資金決済法等に係る多数の照会・相談等が寄せられ、法律顧問とも連携し、適切に処理した。

2. 契約内容等の適正化

(1) 協会自主規制規則等の一部改正

①外部委託先社員による不正出金事案等の発生、サイバーセキュリティ基本法の全面施行及び世界的規模で生じているサイバーセキュリティに対する脅威の深刻化等を踏まえ、顧客に関する情報の厳格な管理態勢、外部委託先に関する適切な管理態勢及びサイバーセキュリティ管理態勢の整備状況について監督上の着眼点として明確化するため、27年4月に金融庁事務ガイドラインの「システムリスク管理」に係る一部改正が行われたこと、②「個人情報保護に関するガイドラインの改定について」（平成26年9月30日個人情報保護関係省庁連絡会議申合せ）を踏まえ、27年7月、金融庁において、金融分野における個人情報ガイドラインや安全管理措置等についての実務指針が一部改正されたこと、③会員から表示義務に係る社内規程モデルの作成要望があることを踏まえ、前払式支払手段及び資金移動業の自主規制規則・協会ガイドラインの「システムリスク管理等（利用者情報管理等を含む。）」に係る一部改正案に加え、「システムリスク管理に関する社内規程モデル・システムリスクに関する基本方針」及び「利用者に関する情報管理に関する社内規程モデル」の一部改正案並びに「表示義務に関する社内規程モデル（案）」を作成し、27年11月16日に第14回自主規制委員会を開催し、その内容等について検討・審議を行い決議された。28年1月13日開催の理事会において、上記自主規制規則・協会ガイドラインの一部改正案が承認され、同月、会員に対し改正内容を周知するとともに、上記社内規程モデルの一部改正等を理事会に報告のうえ、会員に対し改正内容を周知した。

3. サーバ型前払式支払手段を悪用した架空請求等詐欺被害への対応

協会は、サーバ型前払式支払手段を悪用した架空請求等の詐欺被害の防止のために、国民生活センター・地方自治体が主催する行政職員及び消費生活相談員を対象とした研修に協会から講師を派遣し、前払式支払手段の消費者トラブルへの対応について説明を行った（計7回 参加者659名）ほか、「「プリペイドカードを買ってきて」は詐欺！」と題するちらしを上記の説明会、財務局、県警、地方自治体、全国の高等学校、全国PTA連合会等に配付し、また、新たにちらしと同じ内容のクリアファイル（A5版）を作成し、国民生活センター・地方自治体・消費者団体等主催の研修・イベント・公開講座や県警等に配付した。（参考資料1）

また、27年12月22日に協会のウェブサイト「ネットで使えるプリカ（電子マネー）を悪用した詐欺にご注意」と題する広報・啓発のためのページを追加し、詐欺の疑いがあるメッセージ、詐欺の手口（アダルトサイト、SNS、おいしい話、出会い系サイトの4事例を紹介）、詐欺が増えている理由、詐欺にあわないための注意点などについて4コマ漫画を取り入れ、消費者にとって分かりやすく啓発を行う目的でウェブサイトを改修するとともに、会員に対し当該消費者啓発ページの活用（リンクは自由）の周知を実施するなど、一般消費者向けの啓発・広報に取り組んでいる。（参考資料2）

4. 協会ウェブサイトの事業者向けコーナーの見直し

協会ウェブサイトの事業者向けコーナーについて、一層見やすく、分かりやすく、使

いやすいものとするため、これまでの会員・事業者等からの照会内容等を踏まえ、①「前払式支払手段発行業の概要」欄に、計画等している事業が前払式支払手段（自家型又は第三者型）に該当するかどうか等について簡単に分かる「前払式支払手段発行者チャート」を新たに作成したほか、②「事業者のみなさまからよくあるご質問」欄を、Answerの一括ダウンロード機能に加え、個々のQuestionをクリックすると個々にAnswerが出てくるよう機能をアップするなど、ウェブサイトの改修（27年8月）を行った。（参考資料3）

5. 前払式支払手段の発行のしおり及び資金移動業のしおりの改訂

資金決済法の法令及び事務ガイドライン等の一部改正を踏まえ、「前払式支払手段の発行のしおり」及び「資金移動業のしおり」の内容の見直しを行った改訂版を作成し、28年2月、会員に送付した。

III 資金決済業者の経営基盤強化への取組み

1. 資金決済業に係る金融庁との意見交換会の開催

23年5月に始まった金融庁と会員との意見交換会は、本年度も引き続き開催され、第10回は資金移動業関係（27年11月20日）、第11回は前払式支払手段発行者関係（28年6月6日）について意見交換が行われ、金融庁から監督局、総務企画局、検査局及び関東財務局の担当者、協会から資金移動業者関係は会員各社（計27社）、前払式支払手段発行者関係は理事又は政策委員会委員等（計11社）が出席した。

資金移動業者関係の意見交換会では、監督局から監督に係る重点事項について、関東財務局から監督現場からの留意事項について、総務企画局から決済業務等の高度化に関するワーキング・グループについて及び犯罪収益移転防止法の政省令改正について、検査局から資金移動業者に係る金融検査指摘事例集等について、また、前払式支払手段発行者関係の意見交換会では、監督局から監督に係る重点事項について、関東財務局から監督現場からの留意事項について、総務企画局から資金決済法における前払式支払手段関係の法改正について、検査局から前払式支払手段発行者に係る金融検査指摘事例集等について説明があり、その後意見交換が行われた。

なお、資金移動業者関係の意見交換会における当局側説明及び会員とのやりとりについて、協会において議事録としてとりまとめて、金融庁等との調整を経て、意見交換会議事録として会員に配信した。

2. 資金決済法施行後5年経過後の見直し及び金融審議会への対応

(1) 決済業務等の高度化に関するスタディ・グループ（以下「決済SG」という。）を改組して設置された決済WGにおいて、決済SGの「中間整理」を踏まえつつ、27年7月より、計7回にわたり、決済及び関連する金融業務のあり方並びにそれらを支える基盤のあり方等について、関係者からヒアリングを行いつつ、検討・審議が行われてきた。また、25年9月に設置された臨時委員会「資金決済法に関するフォローアップ委員会」（以下「フォローアップ委員会」という。）において、本年度も引き続き

決済WGでの審議状況や金融庁の動向等に関する情報を共有しつつ議論を行ってきたが、フォローアップ委員会でとりまとめて理事会の承認を得て27年1月及び6月に金融担当大臣宛に提出した要望事項について、27年11月25日に開催された第5回決済WGの討議資料「リテール分野の決済を巡る論点」の中で取り上げられ、①プリペイドカードの表示義務、②プリペイドカードの業務廃止時の公告方法、③資金移動業者の一部廃止に係る手続、④プリペイドカード事業を譲渡する際の債権者異議手続について検討・審議された。

- (2) 第7回決済WGにおいて、金融審議会事務局が作成した報告案「金融審議会 決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ報告（案）～決済高度化に向けた戦略的取組み～」が提示されて、検討・審議が行われ、当該報告(案)が了承されたことから、12月22日に報告としてとりまとめられ、公表された。協会が金融担当大臣宛に提出した要望事項については、当該報告において、①前払式支払手段が情報端末等の電子機器である場合には、利用者に対する情報提供を、インターネットで行うことを許容していくこと、②インターネット上で利用される前払式支払手段である場合、発行業務の廃止に伴う払戻しの公告について、日刊新聞紙による公告に代えて、会社法で認められている電子公告の選択を許容していくこと、③資金移動業の一部を廃止した場合の手続きについて、利用者の適切な保護を図りつつ、柔軟な業務展開を可能とするような制度の整備を行うこと、が適当である旨の報告が行われ、一方、④前払式支払手段発行業を事業譲渡する場合の個別承諾に代わる債権者異議手続の創設については、実務上の必要性の程度や私法上の原則との整合性等に留意しつつ、継続的に検討していくことが適当である旨の報告が行われ、28年2月に開催された金融審議会総会において、上記決済WGの報告書を金融担当大臣の諮問に対する金融審議会の報告とすることが了承された。

協会は委員として決済SG及び決済WGに参加しており、上記大臣宛要望書、フォローアップ委員会での議論等を踏まえ、要望や意見を申し述べたところである。

- (3) 金融庁は、28年3月4日、閣議決定を経て、「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律案」を国会に提出し、5月25日に可決成立し、28年6月3日公布された（公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行）。改正法では、資金決済法の一部改正として、上記金融審議会の報告に盛り込まれた①IT機器を利用した前払式支払手段に対応した利用者に対する情報提供方法に関する規定の整備、②前払式支払手段の払戻し時の公告に関する規定の整備、③前払式支払手段に係る苦情の処理に関する規定の整備、④前払式支払手段に係る発行保証金の額の算定に関する特例、⑤資金移動業の一部廃止に係る手続の整備が規定されている。
- (4) 28年6月、決済WG報告書で示された課題（アクションプラン）の実施状況をフォローアップし、フィンテックの動きが進展する中で決済業務等の高度化に向けた取組みを継続的に進めるため、官民連携してフォロー・意見交換をすることを目的に「決済高度化官民推進会議」が設置され、6月8日に第一回会合が開催された。協会も、メンバーとして同会議に参加している。

3. 電子マネーに関する消費者問題についての建議

- (1) 27年8月18日、消費者委員会は、金融庁に対し、「電子マネーに関する消費者問題についての建議」を行っており、当該建議では、①電子マネー発行業者に対し、資金決済法における義務付けを含む、加盟店の管理及び苦情処理体制の制度整備に向けた措置を講ずること、②電子マネーのIDが詐取されることによる被害を防止するため、イ. 電子マネー発行業者に対し、販売時における注意喚起の表示、販売方法の見直し並びに被害発生状況のモニタリング等を通じて、消費者の被害の予防及び救済に向けた取組を促すこと、ロ. 電子マネーを販売する事業者に対し、関係省庁と連携し、高額又は大量の電子マネーを購入しようとする消費者に対して、販売店の従業員から注意喚起の声かけを行うことなどにより、電子マネーを詐取しようとする者に支払うことを目的とした電子マネーの購入を未然に防ぐ取組について協力を要請すること、③関係省庁等の協力を得て、電子マネーに関する消費者教育及び消費者への情報提供を一層積極的に推進することを求めた（8月4日、消費者委員会は本会議を開催し、電子マネーに関する消費者問題について、金融庁及び協会に対しヒアリングを実施）。
- (2) 金融庁は、建議事項である「加盟店管理の制度整備」及び「電子マネーのIDを詐取されることによる被害の防止対策」への対応として、事務ガイドラインの見直しを行うことで対応することで決着し、協会との間で以下の協議を経て、28年6月3日、前払式支払手段発行者に係る事務ガイドラインの一部改正案を公表し、パブリックコメントを実施した。これを受け、協会では、会員に対し、意見募集を実施した。

①電子マネーのIDを詐取されることによる被害防止対策

27年11月、金融庁は、架空請求等でサーバ型前払式支払手段を購入させてIDが詐取されるといった被害が増加していることを踏まえ、こうした被害が発生しているサーバ型前払式支払手段発行者に対して、イ. 被害者からの申出等を速やかに受け付ける体制の整備とともに、こうした情報を活用し、詐取された前払式支払手段を特定し利用停止の措置を迅速かつ適切に講ずる態勢整備、ロ. 利用停止を行った電子マネーの財産的被害を回復するための態勢整備、ハ. 被害発生状況のモニタリング及び分析を通じて、被害の防止等の観点から、架空請求等詐欺の手口に応じた措置（例えば、注意喚起の表示、販売方法の見直し等）を迅速かつ適切に講ずる態勢整備を求める監督上の着眼点を追加する事務ガイドラインの一部改正案を作成し、協会に対し協議が行われた。これを受け協会では、会員に対し意見募集を実施し、会員からの意見等を取りまとめて金融庁に提出、27年12月、金融庁は上記事務ガイドライン案の一部見直しを行い、再度協会に対し協議があったことを受け、会員に対し意見募集を実施した。

②加盟店管理の制度整備

金融庁は、決済WGの報告を受けて、資金決済法上の前払式支払手段発行者の登録拒否要件である「公序良俗違反」の概念について事務ガイドラインにおいて明確化することで対応することとし、28年3月、前払式支払手段に係る事務ガイドラインの一部改正案（「公序良俗違反又は違反のおそれ」とは、犯罪行為に該当するなどの悪質性が強い場合のみならず、社会的妥当性を欠き、又は欠くおそれがある場合を広く含むものであること）を作成し協会に対し協議が行われた。これを受け協会では、会員

に対し意見募集を行い、会員からの質問・意見を取りまとめて金融庁に提出した。

4. 犯罪収益移転防止法の政省令の一部改正及び事務ガイドラインの改正について

警察庁は、26年11月に公布された犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行等に伴い、27年6月19日、「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案」、「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案（仮称）」及び「犯罪収益移転危険度調査書(案)」を公表し、パブリックコメントを実施した。これを受け、協会では、会員に対し、意見募集を行ったが、会員から質問・意見がなかったこと等を踏まえ、質問・意見の提出は行っていない。

28年10月1日から犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律が施行されることを踏まえ、28年2月に金融庁は事務ガイドライン(資金移動業者関係)の一部改正案を作成し、協会に対し協議が行われた。これを受け、会員に対し意見募集を実施し、会員の質問・意見を取りまとめて金融庁に提出した。28年3月、金融庁は、各業態から寄せられた意見等を踏まえ、事務ガイドラインの一部改正案の見直しを行うとともに、協会を含め各業態から寄せられた質問・意見等に対する金融庁の回答があったことから、当該回答を会員に周知した。28年5月13日、金融庁は、事務ガイドライン(資金移動業者関係)の一部改正(案)を公表し、パブリックコメントを実施した。これを受け、協会では、会員に対し意見募集を実施したが、会員から質問・意見がなかったこと等を踏まえ、質問・意見の提出は行っていない。

5. 前払式支払手段に関する内閣府令の一部改正について

26年6月24日に取りまとめられた「日本再興戦略改訂2014」において、「2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催等を踏まえ、キャッシュレス決済の普及による決済の利便性・効率性向上を図る。」旨盛り込まれたことから、金融庁を含む関係6省庁において検討が行われ、今後の対応策について取りまとめられて、26年12月26日に「キャッシュレス化に向けた方策」が公表された。この方策の中で、「金融庁は、前払いカードの外国人観光客などへの払戻しに関する資金決済法の適用について明確化する。」とされたことを踏まえ、金融庁は、27年6月3日、外国人観光客の帰国の際に行う前払式支払手段(交通系ICカード等)の払戻し等は、前払式支払手段に関する内閣府令第42条第3号に規定する「保有者のやむを得ない事情により当該前払式支払手段の利用が著しく困難となった場合」に該当することを明示するため、同号に例示を追加する等の一部改正案を公表し、パブリックコメントを実施した。これを受け協会では、会員に対し意見募集を行い、会員からの質問・意見を取りまとめて、政策委員会で討議を行った上で、27年7月3日に金融庁に提出した。

6. 前払式支払手段及び資金移動業に関する内閣府令の一部改正について

前払式支払手段発行者又は資金移動業者の役員に新たに就任した場合の金融庁への役員氏名の届出に際し、本名とともに、旧姓を併記することを可能とするため、金融庁は、27年8月7日、内閣府令等の一部改正案を公表し、パブリックコメントを実施した。

これを受け協会では、会員に対し、意見募集を行ったが、会員から質問・意見がなかったこと等を踏まえ、質問・意見の提出は行っていない。また、28年3月1日付でパブリックコメントの結果の公表及び上記内閣府令の一部改正が施行されたことから、会員にコメントに対する金融庁の考え方及び改正内容を周知した。

7. 資金移動業者におけるマイナンバーの取扱いについて

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」という。)の施行に伴い、28年1月1日以降、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律(以下「調書法」という。)上、顧客が資金移動業者に対し、国外送金等のための本人口座(勘定)の開設等の申込みを行う際に、または、その都度現金等をもって国外送金等を行う際は告知書に、氏名・住所に加え、新たに個人番号を告知させ、本人確認とともに通知カード等の確認書類による当該個人番号との照合・確認が義務づけられたことを踏まえ、法律顧問と連携し、「資金移動業者におけるマイナンバーの取扱いについて」を作成し、決済協速報において、資金移動業者に対し、調書法上の個人番号の取扱いについて周知を行った。

また、資金移動業者から、顧客が外国人の場合には言語等の問題から番号法への理解が不十分な状況にあり、個人番号の確認に時間を要し円滑な国外送金サービスに支障が生じていることや個人番号の保管管理のためのシステム構築等のコスト負担が重く経営に与える影響が大きいとして、100万円以下の国外送金等を行う際には、個人番号の確認を不要としてほしい旨の要望が協会に寄せられたことから、調書法における個人番号の取扱いに係る問題点をとりまとめ、28年2月以降、金融庁監督局に説明するとともに、法律顧問と連携し、28年3月に開催された政策委員会及び理事会に状況報告を行った。

さらに、協会において、資金移動業者に対し顧客から国外送金の申し込みがあった際の個人番号の取得状況や取得できない原因等についてヒアリングを行いその結果をとりまとめて、会員及び法律顧問と連携し、28年5月11日、金融庁(総務企画局、監督局)に対し、調書法上の個人番号の取扱いに係る問題点(①資金移動業者は100万円超の送金が許容されておらず、調書の提出が必要な場面が想定されないにもかかわらず、個人番号の確認義務が課せられており、資金移動業者に過大な負担を強いていること、②国外送金を業とする資金移動業者からヒアリングしたところ、個人番号の取得未済率が5割以上となっている事業者が25社中16社と全体の6割を超えている状況にあり、円滑な国外送金サービスの提供に現に重大な支障が生じていること、③この事態が継続すれば、我が国が推進している外国人労働者の受入施策への取組に重大な悪影響を与えるおそれがあること、④個人番号の厳重な保管・管理等のためのコスト負担が重く経営に大きな影響を与えるおそれがあること)等を説明し、個人番号の確認を不要とする取扱いを許容する法令改正等の検討をお願いした。

しかしながら、金融庁は、調書法上の100万円以下の国外送金に係る個人番号の取扱いに関する財務省主税局長の国会答弁等を踏まえ、「調書法が顧客に対し送金金額如何にかかわらず個人番号の告知を義務づけたのは、不透明な国外送金(例えば100万円以下の国外送金を同一金融機関において何度も繰り返すことによりあるいは複数の金融機関に小口分割することにより調書の提出を免れる行為等)の防止とともに、このような不透明な国外送金が行われた場合に、国税当局が事後的に把握できることを担保するためである。このため、100万円以下の国外送金の場合に、個人番号の告知を不要とすることは調書制度の実質的な尻抜け

になり実効性が損なわれ適当ではない。」との趣旨の回答を行った。

協会は、引き続き会員及び法律顧問と連携し、調書法上の問題点（①外国人労働者が個人番号の提示ができず、不正規な送金手段（いわゆる「地下銀行」）を利用せざるを得ない状況に陥っている可能性が高いこと、②資金移動業者は個人番号と顧客情報を紐付けした管理を行っていない（番号法、調書法上もそのような対応を求められていない）ことから、国税当局から顧客に関する取引照会等が行われた場合、個人番号の提示のみでは当該顧客を特定し取引履歴等を検索できるシステムとなっておらず、氏名、住所等の本人特定事項の提示をもってはじめて当該顧客の取引履歴等を検索し把握できるものとなっている。このように個人番号のみでは何ら活用のしようがない状況において、個人番号を顧客に提示させ確認させる合理性がないにもかかわらず、個人番号の確認を求めることは資金移動業者に過大な負担を強いるものであること等）をとりまとめて、28年6月22日、金融庁（総務企画局、監督局）に対し説明を行うなど、金融庁の理解を得るべく取り組んでいるところである。

8. 協会パンフレット「新しい資金移動サービスご利用のご案内」の英語版の制作について

平成26年に金融庁の国際室・金融会社室経由で外務省から、G20でコミットされた「世界平均の送金費用を5%まで削減すること」に対する政府の取組みの一環として、協会で制作・公表している利用者向けパンフレット「新しい資金移動サービスご利用のご案内」を外務省で英訳し、当該英文パンフレットを在留外国人向けの資金移動サービスの広報誌として活用できないかとの相談があった。これを受け、①当該英文パンフレットは資金移動業の広報につながることで、②協会会員の業務用にも活用できること等のメリットがあると判断し、外務省と継続的に協議を行いつつ、上記パンフレットのデザイン・イラストの著作権者である広告代理店に対し英語版の編集等を依頼することについて、26年11月開催の政策委員会において討議し、また27年1月開催の理事会にお諮りし承認を得た上で、外務省に英訳を依頼した。英訳が終了し、当該英訳データに基づき、当該英文パンフレットの編集等が完了したことから、28年2月に協会ウェブサイトに掲載するとともに、会員に周知した。（参考資料4）

また、外務省から、当該英文パンフレットを17の在京大使館及び47都道府県に配付したとの報告があった。

9. サイバーセキュリティ強化に向けた取組方針の公表

27年7月2日、金融庁から、インターネットの普及拡大等に伴い、金融分野においてもサイバーセキュリティ確保が非常に重要になってきているとして、金融分野へのサイバー攻撃の脅威に対抗すべく今後の取り組むべき方針を明らかにし、金融機関、金融サービス利用者及び関係機関と問題意識を共有するため、「金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に向けた取組方針」が公表されたことから、当該方針について会員に対し周知した。

10. 本人確認書類として個人番号カードを用いる場合の留意事項等について

- (1) 27年11月、警察庁から金融庁に対し「犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「犯収法」という。）における顧客等本人特定事項の確認の際に、本人確認書類として個人番号カード又は国民年金手帳を用いる場合の留意事項（個人番号カードの

裏面の写しの送付を受けた場合には、個人番号部分にマスキングを施すこと等や通知カードは本人確認書類として用いることができないこと等) について、犯収法上の特定事業者への周知依頼が行われたことを受けて、協会に対し周知徹底の要請があったことから、会員に対し当該留意事項について周知徹底を要請した。また、28年2月、内閣府及び総務省から、一部の事業者等において、通知カードを一般的な本人確認手続で使用していたことが判明したとして、金融庁に対し、所管の関係団体向けに「通知カードを一般的な本人確認の手続に使用することは適当でない。」旨周知徹底依頼があり、金融庁から協会に対しその周知徹底依頼があったことを受け、会員に対し再度周知徹底の要請を行った。

(2) 28年6月、金融庁から、財務局へ届出等各種書類を提出する際には、個人番号が記載されていない書類を用意するよう周知依頼があったことから、会員に対し、その周知徹底の要請を行った。

1 1. 金融機関が顧客から個人番号の告知を受ける際の取扱い等について

金融庁が、国税庁に対し、金融機関が顧客から個人番号の告知を受ける際の取扱いについて照会を行いその回答結果をとりまとめた以下の取り扱いを内容とする事務連絡を作成し、28年3月、及び6月に、資金移動業者への周知要請があったことから、協会において資金移動業者である会員に対し当該事務連絡の周知を行った。

(1) 3年の経過措置が適用される既存顧客の氏名及び住所については、既に税法で定められた本人確認書類により適切に確認が行われていることから、個人番号の告知を追加して行うときは、番号法による本人確認(国税庁告示に規定された方法)が行われることを前提に、税法上も、通知カードのほかに改めて「住所等確認書類」の提供を受けなくても差し支えない。

(2) 個人番号の告知に関して3年間の経過措置の対象となる者が、通知カード(又はその写し)等を提示し、「住所等確認書類」の提示を行わなかった場合においても、当該者が帳簿方式(金融機関がその告知等をする者の個人番号その他の事項を記載した帳簿を備えているときは、当該告知等する者は、金融機関への個人番号の告知又は告知書への、その者の個人番号の記載を要しない取扱いを認めるもの)の適用対象となる取引等を行ったときには、金融機関において当該確認の際に必要な情報の提供を受け、確認を行った上で作成した帳簿を備えている場合には、帳簿方式の要件を充たすものと解して帳簿方式を適用して差し支えない。

1 2. 障害者差別解消法等施行に伴う金融庁事務ガイドラインの改正について

28年3月22日、金融庁は、28年4月に施行される障害者差別解消法等に則り適切な対応を行うなどの態勢整備に係る着眼点を新設する事務ガイドライン(前払式支払手段発行者関係及び資金移動業者関係)の一部改正案を作成し、協会に協議が行われた。これを受け、協会では、会員に対し意見募集を実施し、会員からの質問・意見をとりまとめて、28年3月29日に金融庁に提出した。28年5月、金融庁から、上記事務ガイドラインに対する協会を含め各業態から寄せられた質問・意見に対する回答があったことから、当該回答について会員に対し周知した。

28年6月10日、金融庁は、上記の事務ガイドラインの一部改正(案)を公表し、パ

ブリックコメントを実施した。これを受け、協会では、会員に対し意見募集を実施した。

1 3. 諸外国の金融規制上の問題に関する要望事項について

金融庁から、同庁の国際業務及び経済連携交渉等における今後の方針の検討のため、前払式支払手段発行者及び資金移動業者を含む金融業界に対し、諸外国において本邦金融機関等が直面している金融規制上の問題に関する意見・要望について調査依頼があったことから、27年9月16日、会員に対し、意見・要望の調査を行ったが、意見・要望はなかったことから、要望等の提出は行っていない。

1 4. 関係官庁からの要請や提供された情報の会員への周知

金融庁や財務省等から周知依頼の要請があった「FATF声明を踏まえた犯罪による収益の移転防止に関する法律の適正な履行等について」、「タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について」、「外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について」、「北朝鮮に対する外国為替及び外国貿易法に基づく措置について」、「消費税転嫁対策特別措置法で禁止する消費税転嫁拒否行為について」、「特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について」、「マイナンバーの法人番号の通知・公表スケジュールについて」、「金融行政モニターについて」、「イラン・イスラム共和国の核開発等に関連する措置について」等について、会員に対し周知を行った。

IV 会員の法令及び自主規制規則等の遵守状況の調査

平成27年度の会員の法令等遵守状況の調査については、27年7月、前払式支払手段発行者8社程度及び資金移動業者2社程度を計画し、社内規程の整備状況及びその実効性の確保、加盟店及び業務委託先の管理状況、表示・情報提供の状況、利用者保護等に関する措置の状況、未使用残高・未達債務の額又は発行保証金・履行保証金の正確性・供託状況及び苦情への対応状況等について会員調査を実施することを会員に周知したところである。これまで前払式支払手段発行者8社及び資金移動業者2社合計10社に対し会員調査を実施した。

V 資金決済業に関連する相談、苦情及び紛争への対応

1. 資金移動業に関連する相談、苦情及び紛争解決措置に係る対応

会員の金融ADR措置のうち、資金移動業関連苦情については、協会における苦情解決処理、資金移動業関連紛争については、22年9月15日付で協会と東京三弁護士会との間で締結した「会員の紛争解決措置として東京三弁護士会のあっせん・仲裁センターを利用する旨の協定」により同センターを利用し公正かつ迅速に解決することとなっている。

平成27年度は、紛争解決措置としての「あっせん・仲裁センター」に対する申し立てが1件あった。

2. お客様相談室

22年9月30日に「お客様相談室」を設置した。お客様相談室専用電話回線を設け協会ウェブサイトを利用案内を掲載している。平成27年度のお客様相談室扱いは160件、うち苦情27件となっている。

3. 相談・苦情・紛争

平成27年度の相談・苦情・紛争の受付状況は以下のとおりである。また、24年6月に構築した相談・苦情分析システムにより、相談・苦情の内容等について分析・とりまとめを行い、平成26年度の分析結果については27年8月19日、平成27年度上期（7月～12月）の分析結果については28年3月10日に会員に対しフィードバックした。

	受付件数			うちお客様相談室扱い			
		前払式 支払手段	資金移動	その他	前払式 支払手段	資金移動	その他
相談	2122	1706	246	170	106	18	9
苦情	36	12	24	—	5	22	—
紛争	1	—	1	—	—	—	—
計	2159	1718	271	170	111	40	9

VI 前払式支払手段の表示事項の会員に代わる周知

資金決済法第13条第3項の規定に基づき、協会は、会員が発行する前払式支払手段の表示事項の一部を会員の委託を受け協会ウェブサイト上で代替周知しているところである。本年度も、会員からの委託に基づき、発行者に代わり協会のウェブサイト上で周知した。

周知受託会員 83社 253前払式支払手段

(参考) 27年6月末 周知受託会員70社 231前払式支払手段

VII 資金決済業に関する調査・研究

1. 第17回前払式支払手段発行业実態調査

第三者型発行者及び自家型発行者1809社を対象に調査を実施(回答率は46.1%)し、「発行业実態調査統計」としてとりまとめて、27年10月に会員及び回答者に送付するとともに、協会ウェブサイトに掲載・公表した。

2. 第4回前払式支払手段利用実態調査

27年4月、前払式支払手段を中心に、消費者の支払手段の実態を把握するとともに、資金決済法の認知や理解度の実態を把握するために、全国の18歳から69歳までの男女2,060名(本調査)(事前調査10,000名)を対象に4回目の調査を実施した。また、調査結果については、過去の調査結果と比較してとりまとめて協会ウェブサイト

に掲載・公表するとともに、27年7月に会員や各方面に送付した。

3. 第3回資金移動業利用実態調査

国内・海外の送金サービスに関する一般消費者の認知・利用実態の把握、併せて、資金決済法や資金移動業者による送金サービス開始についての一般消費者の浸透度を把握するため、全国の20～69歳の男女1,219名(本調査)(事前調査49,730名)を対象に調査を実施した。結果は第3回「送金サービスに関する調査(2016年)結果報告書」としてとりまとめ、28年6月29日に協会ウェブサイトに掲載・公表した。

VIII 資金決済業に関する広報・啓発活動

1. 事業者向けリーフレット及び消費者啓発パンフレットの配付

事業者向けの資金決済法等に関するリーフレット及び消費者向け啓発パンフレットについて、財務局、国民生活センターや消費生活センター等に配布し、引き続き資金決済法等に関する普及・啓発を行った。

2. 協会パンフレット(協会のご案内)の配付

協会パンフレットについて、各財務局と共催で開催している資金決済法等に関する説明会の際に前払式支払手段発行者に配付するとともに、各種機会を通じ、協会の事業活動について紹介し、協会の認知度向上に努めた。

3. 前払式支払手段の払戻し等に関する広報・啓発

協会ウェブサイトにて会員発行者の払戻しに関する情報のほか、会員以外の払戻し及び還付に関する情報について掲載した。(会員16件 会員外225件 計241件)

4. セミナー等における講師活動等

(1) 対日貿易投資交流促進協会主催の研修(27年7月17日)

テーマ: 資金移動サービスの概要等

参加者 38名

(2) 国民生活センター主催の行政職員及び消費生活相談員向け研修

(27年8月26日、9月2日、9月9日、9月16日)

テーマ: ケーススタディ・前払式資金決済トラブルに関する相談対応

参加者 計344名

(3) 国民生活センター・大阪府主催の行政職員及び消費生活相談員向け研修(27年8月28日)

テーマ: 前払式資金決済トラブルの防止に向けて

参加者 146名

(4) 国民生活センター・北海道・札幌市主催の行政職員及び消費生活相談員向け研修(27年11月6日)

テーマ: 資金決済法の概要、キャッシュレス決済に関する消費者トラブルについて

て（一前払式支払手段に関する消費者トラブルを中心に）

参加者 72名

- (5) 静岡県中部県民生活センター主催の行政職員及び消費生活相談員向け研修（27年10月6日）

テーマ：資金決済法の概要等について

参加者 18名

- (6) 埼玉県行政職員・消費生活相談員向け研修会（28年2月1日）

テーマ：前払式支払手段の概要と資金決済法

参加者 33名

- (7) 大阪府金融広報委員会金融広報アドバイザー研修（28年2月8日）

テーマ：資金決済法の概要等について

参加者 14名

- (8) 岩手県立県民生活センター スキルアップセミナー（28年2月17日）

テーマ：資金決済（前払式支払手段）について

参加者 24名

- (9) 国民生活センター主催の消費生活相談員向け研修（28年6月15日、16日）

テーマ：資金決済法の概要

ケーススタディ：キャッシュレス決済に関する消費者トラブルについて（一前払式支払手段に関する消費者トラブルを中心に）

参加者 計92名

その他、会員から講師派遣依頼があったことから、会員（4社）に講師を派遣し、資金決済法の法令、ガイドライン等について説明を行った。（参加者、4社合計342名）

5. 「協会ニュース」の発行

第19回（通巻62号・27年10月）

第21回定時社員総会及び懇談会を開催

第121回、122回、123回の理事会を開催

総務委員会・政策委員会を開催

相談・苦情等の受付状況 他

第20回（通巻61号・28年3月）

平成28年賀詞交歓会を開催

第124回、125回の理事会を開催

金融庁との意見交換会を開催

資金決済法等に関する説明会を開催（四国、九州財務局・協会共催）

セミナーを開催（第43回）

第17回発行事業実態調査を公表 他

6. 「決済協速報」の配信

資金決済法の法令及び事務ガイドライン、関係法令等の改正、基準日報告等定期報告に関する情報及び協会事業のお知らせなどを中心に随時発行し、これまで52回、会員

にメール配信した。

7. 「資金決済関連情報」の配信

資金決済業や関連業界の動き、行政関連ニュース等について集約し、これまで11回、会員にメール配信した。

IX セミナー・研修等の実施

1. セミナー等の実施

(1) 第42回セミナー（27年9月30日）

「サイバー攻撃の動向とセキュリティ対策」

講師：株式会社ラック サイバーセキュリティ本部、セキュリティビジネス統括部 セキュリティソリューション部 アカウントコンサルティンググループ コンサルタント 三宅 康夫 氏

参加者 会員 37社 52名

(2) 第43回セミナー（27年12月1日）

民法（債権法）改正の動向—法律案の状況および定型約款ルールを紹介—

講師：片岡総合法律事務所 高松 志直 弁護士

参加者 会員 40社 61名

(3) 第44回セミナー（28年3月7日、3月8日）

犯収法の改正が資金移動業者に及ぼす影響と実務対応

講師：片岡総合法律事務所 永井 利幸 弁護士

参加者 会員 46社 64名

(4) 第45回セミナー（28年6月23日）

事務ガイドライン「利用者に関する情報管理態勢」にかかる取組みについて
～改正個人情報保護法及び保護法ガイドライン等を踏まえて～

講師：片岡総合法律事務所 高松 志直 弁護士

片岡総合法律事務所 永井 利幸 弁護士

参加者 会員 63社 92名

2. 前払式支払手段又は資金移動業の実務担当者向け研修会の開催

会員の前払式支払手段発行者及び資金移動業の実務担当者を対象に、資金決済法の概要、登録・届出の諸手続等、事務ガイドラインの留意点について研修会を実施した。

(1) 第16回「前払式支払手段実務担当者向け研修会」（27年10月28日、29日）

テーマ：資金決済法の概要、変更届出書、発行保証金の供託等、事務ガイドラインの留意点等

参加者 28名

(2) 第2回「資金移動業実務担当者向け研修会」（27年10月30日）

テーマ：資金決済法の概要、変更届出書、履行保証金の供託等、事務ガイドラインの留意点等

参加者 14名

(3) 第17回「前払式支払手段実務担当者向け研修会」(28年5月10日、11日)

テーマ:資金決済法の概要、変更届出書、発行保証金の供託等、事務ガイドラインの留意点等

参加者 42社61名

3. 金融庁・財務局と連携した資金決済法等に関する説明会及び協会事業活動の広報の実施

資金決済法等に関する普及啓発、広報活動の一環として、金融庁と連携の下、平成24年から財務局との共催で、前払式支払手段発行者向けに「資金決済法等に関する説明会」を開催するとともに、併せて協会の事業活動について説明し、協会への理解と認知度向上に努めているが、本年度も一層の広報・啓発及び協会認知度向上のため、財務局との共催で、以下のとおり、「資金決済法等に関する説明会」を開催した(28年6月の東北財務局との共催説明会でもって二巡目の共催説明会が終了した。)

(1)「資金決済法等に関する説明会(四国財務局との共催)」(27年10月5日)

テーマ:資金決済法の概要、基準日報告・発行保証金・払戻手続等について、資金決済法に基づく検査の概要について、これからの日本のために財政を考える、マイナンバー制度について、発行事業実態調査・利用実態調査及び協会の事業活動について

講師 四国財務局金融監督第二課及び高松国税局担当官、協会専務理事等

参加者 27者 36名

(2)「資金決済法等に関する説明会(九州財務局との共催)」(27年11月30日)

テーマ:登録、届出、変更届出等の諸手続きについて、基準日報告及び発行保証金の供託等について、払戻手続について、立入検査における指摘事例について、発行事業実態調査・利用実態調査及び協会の事業活動について

講師 九州財務局金融監督第三課担当官、協会専務理事等

参加者 36者 47名

(3)「資金決済法等に関する説明会(沖縄総合事務局との共催)」(28年2月9日)

テーマ:法の概要、基準日報告及び発行保証金の供託等について、払戻手続について、登録、届出、変更届出等の諸手続きについて、立入検査における指摘事例の動向について、発行事業実態調査・利用実態調査及び協会の事業活動について

講師 沖縄総合事務局財務部金融監督課担当官、協会専務理事等

参加者 10者 15名

(4)「資金決済法等に関する説明会(北陸財務局との共催)」(28年3月16日)

テーマ:登録、届出、変更届出等の諸手続きについて、特定個人情報の漏えい事案等の対応について、立入検査における指摘事例について、発行事業実態調査・利用実態調査及び協会の事業活動について

講師 北陸財務局金融監督第二課担当官、協会専務理事等

参加者 30者 40名

(5)「資金決済法等に関する説明会(北海道財務局との共催)」(28年4月22日)

テーマ：登録、届出、変更届出等の諸手続きについて、基準日報告及び発行保証金の供託等について、払戻手続について、立入検査における指摘事例について、発行业実態調査・利用実態調査及び協会の事業活動について

講師 北海道財務局金融監督第三課担当官、協会専務理事等

参加者 31者 39名

(6)「資金決済法等に関する説明会（東北財務局との共催）」（28年6月9日）

テーマ：前払式支払手段の発行に係る留意点、立入検査における指摘事例について、発行业実態調査・利用実態調査及び協会の事業活動について

講師 東北財務局金融監督第三課担当官、協会専務理事等

参加者 59者 73名

(これまでの実績)

(一巡目)

日 時	財務局名	出席者数	登録・届出發行者数	備 考
24年 5月 14日	関東財務局	139者 159名	691	協会セミナー
25年 2月 1日	近畿財務局	101者 129名	220	財務局との共催
25年 4月 12日	東海財務局	86者 112名	185	〃
25年 6月 7日	中国財務局	51者 63名	102	〃
25年 11月 1日	福岡財務支局	46者 62名	81	〃
25年 12月 3日	四国財務局	34者 38名	63	〃
26年 2月 14日	九州財務局	33者 50名	82	〃
26年 4月 18日	北陸財務局	43者 59名	81	〃
26年 5月 21日	北海道財務局	30者 44名	74	〃
26年 6月 10日	東北財務局	78者 101名	243	〃
26年 6月 18日	沖縄総合事務局	13者 23名	13	〃
合 計		654者 840名	1,835	〃

(二巡目)

日 時	財務局名	出席者数	登録・届出發行者数	備 考
26年 11月 4日	関東財務局	295者 314名	691	財務局との共催
27年 2月 25日	東海財務局	82者 102名	185	〃
27年 3月 9日	近畿財務局	88者 135名	220	〃
27年 4月 28日	福岡財務支局	34者 43名	81	〃
27年 5月 14日	中国財務局	50者 53名	102	〃
27年 10月 5日	四国財務局	27者 36名	63	〃
27年 11月 30日	九州財務局	36者 47名	82	〃
28年 2月 9日	沖縄総合事務局	10者 15名	13	〃
28年 3月 16日	北陸財務局	30者 40名	81	〃
28年 4月 22日	北海道財務局	31者 39名	74	〃

28年6月9日	東北財務局	59者73名	243	〃
(合計)		742者897名	1,835	

注) 登録・届出發行者(みなし發行者は除く。)は平成28年6月末現在

X 組織運営の円滑化等

1. 理事会の開催

(1) 第122回(27年8月6日)

- ①新規入会会員の承認の件
- ②総務委員会の委員選任の件
- ③平成26年度事業報告の承認の件
- ④平成26年度計算書類等の承認の件
- ⑤第21回定時社員総会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定の件
- ⑥会員の異動状況
- ⑦第199回消費者委員会本会議におけるヒアリングについて
- ⑧相談・苦情等の受付状況

(2) 第123回(27年9月8日)

- ①新規入会会員の承認の件
- ②自主規制委員会の委員選任の件
- ③消費者委員会からの建議について
- ④本協会の主たる事務所の移転について
- ⑤消費者啓発用チラシ第2弾作成について
- ⑥協会パンフレット「新しい資金移動サービスご利用のご案内」の英語版作成について
- ⑦会員の異動状況について

(3) 第124回(27年11月27日)

- ①本協会の主たる事務所の移転先等の承認の件

(4) 第125回(28年1月13日)

- ①前払式支払手段及び資金移動業の自主規制規則・協会ガイドラインの一部改正の承認の件
- ②協会規則制定の承認の件
- ③新規入会会員の承認の件
- ④総務委員会の委員選任の件
- ⑤会長及び業務執行理事の職務執行状況報告について
- ⑥社内規程モデルの一部改正等について
- ⑦協会パンフレット「新しい資金移動サービスご利用のご案内」英語版の作成について
- ⑧協会ウェブサイトの見直し(プリカを悪用した詐欺への消費者向け注意喚起専用ページの作成)について
- ⑨国外送金調書法上のマイナンバーの取扱いについて

- ⑩金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」について
 - ⑪苦情・相談等の受付状況について
 - ⑫会員の異動状況について
- (5) 第126回(28年3月29日)
- ①新規入会会員の承認の件
 - ②協会規程一部改正の件
 - ③総務委員会の委員選任の件
 - ④国外送金等調書法に基づく資金移動業者による個人番号の取扱いに係る問題について
 - ⑤会員の異動状況について
- (6) 第127回(28年6月23日)
- ①新規入会会員の承認の件
 - ②協会規程一部改正の件
 - ③平成28年度事業計画書(案)及び平成28年度収支予算書(案)の承認の件
 - ④顧問の選任の件
 - ⑤総務委員会、政策委員会及び自主規制委員会の委員選任の件
 - ⑥審査委員会の委員選任の件
 - ⑦会長及び業務執行理事の職務執行状況報告について
 - ⑧会員の異動状況について

2. 社員総会の開催

- (1) 第21回定時社員総会(27年9月8日)
- 報告 平成26年度事業報告の報告の件
 - 議案 平成26年度計算書類の承認の件
 - 報告 平成27年度事業計画書及び平成27年度収支予算書の報告の件
 - 議案 「入会金及び会費に関する規則」一部改正の承認の件
 - 議案 理事4名選任の件

3. 総務委員会

- (1) 第23回(27年7月22日)
- ①平成26年度事業報告(案)及び計算書類(案)について
 - ②平成26年度の相談・苦情等の受付状況について
 - ③会員の異動状況について
- (2) 第24回(27年12月16日)
- ①平成27年度(11月末まで)の職務執行状況報告について
 - ②平成27年度(11月末まで)の相談・苦情等の受付状況について
 - ③会員の異動状況について
- (3) 第25回(28年3月9日)
- ①平成27年度(28年2月末迄)の事業進捗状況報告について
 - ②平成28年度事業計画書(たたき台)について

③会員の異動状況について

(4) 第26回(28年6月8日)

①平成27年度(28年5月末迄)の事業進捗状況報告について

②平成28年度事業計画書及び収支予算(たたき台)について

③会員の異動状況について

4. 政策委員会

(1) 第22回(27年7月16日)

①平成27年度セミナー・研修会、広報活動等の年間計画について

②「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案」等及び「犯罪収益移転危険度調査書(案)」に対するパブリックコメント対応について

③消費者啓発活動について

④「前払式支払手段に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」に係るパブリックコメント対応について

⑤「前払式支払手段の利用実態調査」結果報告

(2) 第23回(27年11月19日)

①金融庁事務ガイドライン(前払式支払手段発行者関係)の一部改正案(金融庁事務局案)について

②消費者啓発活動(プリカ詐欺対応(継続))について

③電子マネーに関する消費者問題についての建議(消費者委員会)

(3) 第24回(28年3月17日)

①消費者啓発活動について(チラシの増刷)

②資金移動業利用者実態調査の実施について

③内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律(国外送金調書法)改正に伴うマイナンバーの取扱いについて

④資金決済法一部改正案について

5. 自主規制委員会

(1) 第14回(27年11月16日)

①前払式支払手段及び資金移動業の自主規制規則・協会ガイドラインの一部改正について

②前払式支払手段及び資金移動業の社内規程モデルの一部改正等について

6. 懇談会及び賀詞交歓会の開催

27年9月8日にホテルグランドヒル市ヶ谷において懇談会を開催し、金融庁からの来賓をはじめ、関係団体、会員等合計176名が出席した。

28年1月13日にホテルグランドヒル市ヶ谷において賀詞交歓会を開催し、金融庁からの来賓をはじめ、関係団体、会員等合計219名が出席した。

XI 協会の財政基盤の安定化及び組織力の強化

1. 事業者からの照会・相談の際や資金決済法等に関する普及・啓発活動等の場において、協会の事業活動等を紹介し、協会の認知度向上を一層高め、会員数拡大に向けた取組を推進した。

2. 「入会金及び会費に関する規則」の一部改正

資金移動業者の年会費は、当分の間、第一種会員である前払式支払手段発行者の前年度発行額 10 億円未満に掲げる金額（年会費 276,000 円）が一律に適用されることとされ、暫定的会費との位置づけとなっていたため、24年度から総務委員会等で資金移動業者の会費基準の見直しについて検討・議論を続け、会費基準の見直し案についてとりまとめができたことから、27年6月24日開催の理事会に「入会金及び会費に関する規則」の一部改正案を諮り承認を得て、9月8日開催の第21回定時社員総会に諮り承認を得たところである。

資金移動業者に係る新会費基準は、送金金額如何にかかわらず1件当たりの送金手数料を一定額としている会員、及び一回当たりの送金上限額（100万円）の範囲内で金額階層別に区分し、それぞれ1件当たりの送金手数料の金額を設定している会員が大層を占めているという資金移動業者の送金手数料の料金体系の特性を踏まえ、会費基準の指標を年間取扱件数とし、新年会費の額は、「前年度の年間送金取扱件数に応じ、前払式支払手段発行者の会費基準と同様に7段階の階層に区分し、それぞれ276,000円から1,680,000円まで7段階の会費の額」としている。

なお、改正された入会金及び会費に関する規則（新会費）は、平成28事業年度から適用される。

3. 協会の組織体制の強化及び協会の主たる事務所の移転について

認定協会としての法定業務の付加、資金移動業者が入会したことによる新たな業務の発生、会員数の大幅な増加に伴い新規会員に対する登録支援事務や会員からの法令・事務ガイドライン等に係る相談・指導業務に加えて、一般事業者や消費生活センター等からの照会・相談業務の増加、全国の財務局と連携した共催説明会の開催、消費者向け啓発の強化、資金決済法の法令や関係法令・ガイドラインの頻繁な改正への対応、金融審議会等への対応など、協会が取り組むべき業務は更に増加・拡大しており、即戦力になる職員数名を採用することが必要となっているが、事務所が小規模であり、これらの人員増には対応できないほか、会議室（含む応接室）が1つしかないことから、委員会・諸会議の開催又は相談業務等に対し機動的に対応できないなど不都合が生じている状況にあった。

このため、必要なスペースを確保できる施設に主たる事務所を移転し、事務所機能の強化等を行うことについて、27年6月24日開催の理事会に諮り承認を得たことから、以下の場所・施設に主たる事務所を移転することとし、27年8月に賃貸借契約を締結、基本設計・実施設計、物件の引き渡し、内装工事等を行い、12月21日に新事務所に移転（業務開始）した。

<新事務所概要>

住所：東京都千代田区九段南 3-8-11

飛栄九段ビル 7階 (701号室) 207.77 m² (62.85坪)

賃貸人：Master Lessee Mars Limited 合同会社

賃貸借契約締結：平成 27 年 8 月 7 日

賃貸借期間：平成 27 年 11 月 9 日～平成 29 年 11 月 30 日 (2年ごとに自動更新)

XII 会員及び役員の状況

1. 会員の状況

平成 28 年 6 月 30 日現在の会員の状況は、第一種会員 202 社、第二種会員 67 社、合計で 269 社である。

2. 会員の異動

(1) 入会

当期中に以下のとおり 19 社の入会があった。

(内訳)

第一種会員 2 社

	社名	入会日
1	株式会社 Karigo	平成 27 年 8 月 6 日
2	楽天ペイメント株式会社	平成 28 年 1 月 13 日

第二種会員 17 社

	社名	入会日
1	日本電気株式会社	平成 27 年 8 月 6 日
2	株式会社理舎	平成 27 年 8 月 6 日
3	GMOイブシロン株式会社	平成 27 年 9 月 8 日
4	トーヨーベンディング株式会社	平成 27 年 9 月 8 日
5	アビームコンサルティング株式会社	平成 27 年 9 月 8 日
6	株式会社ライフフィナンシャルサービス	平成 28 年 1 月 13 日
7	ななっく株式会社	平成 28 年 1 月 13 日
8	ワールドファミリー株式会社	平成 28 年 1 月 13 日
9	株式会社広島銀行	平成 28 年 1 月 13 日
10	株式会社ゲオペイメントサービス	平成 28 年 1 月 13 日
11	株式会社デジタルワレット	平成 28 年 1 月 13 日
12	株式会社ファクトリージャングループ	平成 28 年 3 月 29 日
13	株式会社いちやまマート	平成 28 年 3 月 29 日
14	株式会社 SBI 証券	平成 28 年 3 月 29 日
15	株式会社オギノ	平成 28 年 6 月 23 日

16	ペイセイフ・ジャパン株式会社	平成28年 6月23日
17	株式会社EPARK	平成28年 6月23日

(2) 退会

当期中に以下のとおり5社の退会があった。

(内訳)

第一種会員 3社

	社名	退会日
1	株式会社KIT MSP	平成27年 8月31日
2	Western Union Payment Services UK Limited	平成28年 3月16日
3	カードフレックスジャパン株式会社	平成28年 6月30日

第二種会員 2社

	社名	退会日
1	株式会社うるる	平成28年 6月23日
2	アメリカン・エクスプレス・トラベル・リテット [®] ・サービス [®] ・カンパニー・インコーポレテッド [®]	平成28年 6月30日

(3) 会員種別変更

当期中に以下のとおり第二種会員から第一種会員に変更した会員が17社あった。

	社名	変更日
1	ウエスタンユニオンジャパン株式会社	平成27年 8月18日
2	トランスファーワイズ・ジャパン株式会社	平成27年 8月18日
3	静銀セゾンカード株式会社	平成27年 9月11日
4	株式会社ペッパーフードサービス	平成27年 9月15日
5	株式会社ローソン	平成27年10月 1日
6	株式会社ゼンショー・クーカ	平成27年10月 1日
7	株式会社ペルソナ	平成27年11月19日
8	BDOレミットジャパン株式会社	平成27年12月 2日
9	ヤフー株式会社	平成27年12月14日
10	株式会社広島銀行	平成28年 3月10日
11	楽天銀行株式会社	平成28年 4月 7日
12	GMOイブシロン株式会社	平成28年 4月21日
13	株式会社ゲオペイメントサービス	平成28年 5月 6日
14	株式会社いちやまマート	平成28年 5月10日
15	株式会社デジタルワレット	平成28年 5月16日
16	株式会社ファクトリージャパングループ	平成28年 5月23日

17	株式会社オギノ	平成28年 6月13日
----	---------	-------------

(4) 社名変更

当期中以下のとおりに社名変更した会員が3社あった。

	新名称	旧名称	変更日
1	ソフトバンク株式会社	ソフトバンクモバイル株式会社	平成27年 7月 1日
2	三井住友トラストクラブ株式会社	シティカードジャパン株式会社	平成27年12月14日
3	アララ株式会社	株式会社レピカ	平成28年 4月 1日

(5) 会員名簿

平成28年6月30日現在の会員名簿は別紙のとおりである。

3. 役員の様況

平成28年6月30日現在の役員の様況は、理事13名、監事2名であり、役員名簿は別紙のとおりである。

4. 役員の変動

当期中に以下のとおり役員の変動があった。

(1) 退任・・・平成27年10月12日付

理事 磯邊 俊宏 (株式会社セブン・カードサービス 執行役員)

(2) 逝去・・・平成28年3月1日

理事 田淵 智久 (潮見坂綜合法律事務所 弁護士)

(3) 退任・・・平成28年3月31日付

理事 塚田 俊文 (株式会社ウェブマネー 代表取締役社長)

(4) 退任・・・平成28年6月30日付

理事 堀 幹千代 (日本ゲームカード株式会社 顧問)

附 属 明 細 書

「事業報告の内容を補足する重要な事項」として、「事業報告の附属明細書」に記載すべき事項はありません。